

# 厚生文教常任委員会

平成27年6月26日

葛城市議会

# 厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 平成27年6月26日(金) 午前9時30分 開会  
午後1時44分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 朝岡 佐一郎  
副委員長 増田 順弘  
委員 川村 優子  
" 藤井本 浩  
" 赤井 佐太郎  
" 西川 弥三郎  
" 白石 栄一

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員 議長 下村 正樹  
議員 内野 悦子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長 山下 和弥  
副市長 生野 吉秀  
教育長 大西 正親  
市民生活部長 芳野 隆一  
市民窓口課長 西川 佳嗣  
保険課長 中嶋 卓也  
" 補佐 油谷 知之  
環境課長 西川 博史  
新炉建設準備室長 巽 重人  
" 補佐 福井 敏秀  
新庄クリーンセンター所長兼  
當麻クリーンセンター所長 増井 良之  
保健福祉部長 山岡 加代子  
社会福祉課長 西川 佳伸  
子育て福祉課長 岡 幸子  
" 補佐 井邑 陽一

長寿福祉課長	門 口 尚 弘
〃 補佐	林 本 裕 明
総務財政課長	安 川 誠
教育部長	吉 村 孝 博
教育総務課長	西 川 信 明
学校給食センター主幹	松 田 和 男
生涯学習課長	和 田 正 彦
〃 補佐	中 井 浩 子
中央公民館長	辻 一 成
図書館長	辻 本 卓 身

#### 6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺 田 馨
書記	中 井 孝 明
〃	新 澤 明 子
〃	山 岡 晋

#### 7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

- 議第35号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて
- 議第36号 葛城市学校給食センター条例の一部を改正することについて
- 議第37号 葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについて
- 議第38号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについて
- 議第40号 工事請負契約の締結について（葛城市立新庄北小学校増築工事及び葛城市立新庄北小学校附属幼稚園地震補強・大規模改造工事）
- 議第42号 平成27年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決について
- 議第43号 平成27年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について

#### 調 査 案 件 (所管事項の調査)

- (1) 新クリーンセンター建設にかかる諸事業について
- (2) 葛城市学校給食センターについて

開 会 午前9時30分

**朝岡委員長** ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。今朝から本日は雨でございますけれども、国内を見渡しますと、九州の方で、この大雨による土砂災害なり、かなりの大規模な災害があつて、多くの方が避難をされているという報道がされておりました、心からお見舞いを申し上げたいと、このように思います。本市におかれましても、本委員会の所管ではございませんが、防災対策をしっかりと講じていっていただきたい、このように思うところでございます。

きょうは、公私ともお忙しい中、委員の皆さん全員ご出席をいただきました。去る19日に本会議でこの本委員会に付議をされました多くの案件がきょうはございますので、しっかりと時間の許す限りご審査を賜りまして、適切にご判断を賜りますよう、よろしく願いいたしたいと思ひます。

委員外議員の出席がございまして、ご紹介いたしたいと思ひます。内野議員でございます。

また、一般の傍聴の取扱いについてお諮りいたします。

本委員会においては一般の傍聴を許可することとし、傍聴人の入退室についても許可いたしたいと思ひますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認め、一般の傍聴及び傍聴人の入退室を認めることといたします。

(傍聴者入室)

**朝岡委員長** なお、発言される場合は必ず挙手をいただいて、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立をいただいて発言されるようお願いいたします。携帯電話をお持ちの方については、電源をお切りいただくか、マナーモードのご協力をお願いいたします。

それでは、次第に沿って、ただいまより、本委員会に付託をされました付議事件の議事に入りたいと思ひます。

それでは、最初に、議第35号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

芳野市民生活部長。

**芳野市民生活部長** 市民生活部の芳野でございます。

ただいま上程いたしております議第35号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて、説明させていただきます。本案につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令等が本年3月31日に公布されたことに伴い、平成25年9月議会で改正した本条例附則第17項の条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例の改正の規定のうち、配当所得を利子所得、配当所得及び雑所得に改める部分について、施行期日を平成29年1月1日から平成28年1月1日に改正するものでございます。公布の日から施行するものでございます。

ご審議よろしくお願いたします。

**朝岡委員長** お手元に議第35号の新旧対照表がございますので、それもあわせてごらんいただきたい  
と思います。

それでは、今ご説明がございました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

**白石委員** おはようございます。本委員会に付託されています議案について、順次質疑をしてまいり  
たい、このように思います。

ただいま、芳野部長の方からご説明がありました国民健康保険条例の改正については、ご  
説明のとおり、平成25年9月の議会において、税条例の一部改正を行ったところであり  
ます。この案については、配当所得から利子、更に配当所得、更に雑所得も含め平成29年1月  
から実施される、こういうことだったわけですが、それが平成28年1月1日から実施され  
るということだというふうに思うんですが、この理解で正しいのかどうか、ひとつお伺い  
しておきたいということと、これは国の方の改正によるもので、とやかく言うわけではあり  
ませんけれども、なぜ1年前倒して実施されることになったのか、この点の理由をお伺いし  
ておきたい、このように思います。

**朝岡委員長** 中嶋課長。

**中嶋保険課長** 保険課の中嶋です。

ただいまの白石委員のご質問にお答えしたいと思います。

白石委員がおっしゃっていただいたとおり、平成29年1月1日から施行するという  
ことで平成25年9月議会で議決いただいたものでございます。それが、平成28年1月1  
日から施行するということに変わったものでございます。

それは、先ほど説明いただきました、利子所得、配当所得及び雑所得等の内容でござい  
ます。

このように1年早くなりましたのは、毎年度、税制改正大綱ということで、税制につ  
いての見直しがされておりまして。その中で、平成27年度税制改正の大綱が見直しされ  
ましたときに、社会保障・税一体改革と現在の状況、また消費税等の状況も含めまし  
て地方税法の方を改正するというので、1年早くされたものでございます。

以上でございます。

**朝岡委員長** 白石委員。

**白石委員** 今、中嶋課長の方からご答弁をいただきました。改正の中身については、平成25年9月  
に実施されたものが、1年前倒して実施されるという、この理解は間違いないというこ  
とでありますけれども、その理由そのものはなかなか理解できないということがあるわけ  
で、これは税制大綱そのものをつぶさに見てみないとわからないということでは、ちよ  
っと困った話だなどというふうに思いますけれども、当然、1年前倒しすることによ  
って、やはり、私はメリットがあるというふうに理解をしているわけで、納める側  
からしたら、これはデメリットになるかもわかりませんが、その辺の理解をしてお  
きたいというふうに思います。

以上にしておきます。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第35号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第35号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第36号、葛城市学校給食センター条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村教育部長。

**吉村教育部長** おはようございます。教育部長の吉村でございます。

それでは、ただいま上程いただきました葛城市学校給食センター条例の一部を改正することにつきまして、ご説明申し上げます。

本案につきましては、葛城市寺口1666番地1の位置にございます新設の葛城市学校給食センターが、平成27年3月31日に完成いたしまして、9月1日から稼働することに伴い、現在の葛城市新庄学校給食センターと葛城市當麻学校給食センターを廃止し、新設の葛城市学校給食センターを条例に位置づけるものでございます。

改正内容でございます。新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第2条中の改正でございますが、「葛城市新庄学校給食センター」と「葛城市當麻学校給食センター」を「葛城市学校給食センター、葛城市寺口1666番地1」に改めるものでございます。

次に、第4条中の改正でございます。2カ所ございました給食センターが1カ所になりますので、「それぞれ所長を置く」という字句の「それぞれ」を削るものでございます。

次に、第5条第1号中の改正につきましては、本改正とあわせまして文部科学省の学校給食実施基準の目次番号を加えさせていただくものでございます。

なお、この条例は平成27年8月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

**朝岡委員長** ただいま説明がございました本案につき、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議第36号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第36号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第37号、葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

芳野市民生活部長。

**芳野市民生活部長** 市民生活部の芳野でございます。

ただいま上程いたしております、議第37号、葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令が、本年3月11日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、国民健康保険法において特定健康診査等に関する規定の条ずれの改正がなされたため、その規定を引用しております本条例におきましても、あわせて条ずれの改正を行うものでございます。

公布の日から施行するものでございます。

ご審議よろしくお願いいたします。

**朝岡委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議第37号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第37号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第38号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてを議題といたします。  
本案につき、提案者の内容説明を求めます。

山岡保健福祉部長。

**山岡保健福祉部長** おはようございます。保健福祉部の山岡でございます。よろしくお願いいたします。  
す。

ただいま上程いただいております議第38号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについて、ご説明申し上げます。

本案につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が、本年4月10日に施行されたことに伴い、保険料率の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、平成27年度から平成29年度までの各年度における低所得者の第1号被保険者の保険料の軽減を強化するものでございます。お手元に配付の新旧対照表でご説明申し上げます。

新旧対照表の2ページをお願いいたします。第3条の次に1項を加え、第2項、前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同法の規定にかかわらず、2万7,000円とする。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

経過措置といたしまして、この条例による改正後の第3条第2項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

**朝岡委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

白石委員。

**白石委員** 議第38号の葛城市介護保険条例の一部を改正することについて、若干質疑をしておきたい、このように思います。

本改正については、第6期事業計画の策定の際に、第1段階の1号被保険者については軽減措置がとられる。平成27年、平成28年というふうには書いてたんですが、この場合は平成29年度、1期の3年間について軽減されるということになっているわけでありましてけれども、このことはあらかじめ法改正されるだろうということで、予想はしておったわけでありましてけれども、事前に、国の予算編成の段階で、平成27年度については消費税が増税をされたわけでありまして。これらの増税分を社会保障に回していく、こういうことで、保険料の所得の低い方たちに対する軽減をやっていくという方向が打ち出されていたんです。

私どもはやはり、第1段階と、それだけではなくて第2段階も軽減をされるというふうに思っていました。現在、第5期の第1段階、第2段階については、基準月額に対して0.5であったわけでありましてけれども、これが0.3程度に軽減されるというふうに聞いておったわけでありまして、確かに消費税の10%への増税が先送りされたということはあるわけであり



ますけれども、当初、政府の示されていた方向が先送りされているというふうに思うわけ  
ありますけれども、この辺の第1段階、第2段階の軽減を強化するという点は、今後どのよ  
うに政府は取り扱っていくのか、この点、原課の方では第6期の介護保険の保険料の決定の  
ときにも、やはり第2段階についてもやはり軽減を想定していましたが、現実にはそ  
うはならなかったということでお聞きをしているわけではありますが、その辺の見通しとい  
うか、今後どうなっていくのか、お聞きをしておきたい。0.5が0.3、第2段階も含めて軽減さ  
れる、そういう予定があるのかどうかお聞きしておきたいと思います。

**朝岡委員長** 門口課長。

**門口長寿福祉課長** おはようございます。長寿福祉課の門口でございます。よろしくお願  
いいたします。

ただいまの白石委員のご質問ですが、当初、お見込みのとおり、第1段階から第3段階ま  
での軽減が予定されておりました。

ご指摘のとおり、消費税の10%という率が引き上げという見込みでそういうふうに予定さ  
れておったわけですが、この平成27年、平成28年につきましては、第1弾として、  
第1段階のみに現行0.5から0.45という割合で減免ということになったわけですが。

今後の見通しですが、消費税10%の引き上げ時に完全実施というようなことで、  
平成29年4月から、第1段階ではこの0.45が更に0.3に、それから第2段階につきましては  
0.75から0.5に、それから第3段階につきましては0.75から0.7に軽減される予定でござい  
ます。

財源内訳につきましては、今回と同様、国が2分の1、県・市が4分の1となる予定で  
ございます。

以上でございます。

**朝岡委員長** 白石委員。

**白石委員** 門口課長の方から詳細に今後の見通しについてお話しをいただきました。介護保険料は、  
これは介護給付費、総給付費に対して比例をして、その量に応じて介護保険料が上がって  
いくという、そういう仕組みになっています。だから、厚労省の見通しでは、2025年には全国  
平均で8,200円になる、基準月額で。大変な金額になるわけで、本当に所得の低い人たちは、  
この介護保険料、それこそ生活保護の方から、これは公費から出されますけれども、それ  
こそ年間80万円も収入がない、そういう人たちにもかかってくるわけです。そういう意味では、  
このままでは大変だということをご理解いただいているというふうに思うわけでありませ  
けれども、やはり、消費税を先送りしたということで、当初、政府が示していた第1段階から  
第3段階、所得の低い人たちに対する軽減措置が先送りされたというのは非常に残念でなら  
ないわけでありませ。

この後、介護保険の特別会計の補正予算がありますので、そのときにまた改めて、この影  
響額等についてお伺いをしたいと思います。

以上であります。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議第38号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第38号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第40号、工事請負契約の締結について（葛城市立新庄北小学校増築工事及び葛城市立新庄北小学校附属幼稚園地震補強・大規模改造工事）を議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村教育部長。

**吉村教育部長** 教育部長の吉村でございます。

ただいま上程いただきました工事請負契約の締結内容につきましては、葛城市立新庄北小学校増築工事及び葛城市立新庄北小学校附属幼稚園地震補強・大規模改造工事の契約についてでございます。

新庄北小学校工事につきましては、新庄北小学校校区の児童の増加によりまして教室が不足してまいりますので、鉄筋コンクリート造3階建てで延べ面積418.95平方メートルの校舎の増築を行うものでございます。

また、新庄北小学校附属幼稚園地震補強・大規模改造工事につきましては、市内各幼稚園の地震補強工事の一環で行うものでございまして、耐震診断調査をいたしましたところ、地震補強工事を必要とする建物となり、地震補強・大規模改造工事をしようとするものでございます。園舎の構造及び規模は、鉄骨造平屋建てで、延べ面積は386.35平方メートルでございます。

工事の発注につきましては、平成27年6月4日に、総合評価落札方式による一般競争入札を実施いたしました結果、2社が応札し、株式会社森組が落札いたしましたので、契約金額3億5,856万円で請負契約を締結しようとするものでございます。

次に、この後、添付資料でございます概要につきまして、西川課長よりご説明申し上げます。

**朝岡委員長** 西川課長。

**西川教育総務課長** 教育総務課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料に基づいてご説明をさせていただきます。

葛城市立新庄北小学校増築工事及び葛城市立新庄北小学校附属幼稚園地震補強・大規模改造工事でございます。

公告日といたしましては平成27年4月13日となっております。

契約者は葛城市長山下和弥となっております。

競争入札に関する事項といたしまして、工事名は第1号葛城市立新庄北小学校増築工事及び葛城市立新庄北小学校附属幼稚園地震補強・大規模改造工事でございます。

工事場所は葛城市疋田地内。

工事概要でございます。1、小学校の校舎棟の増築工事。校舎、鉄筋コンクリートRC造です。3階建て、これは一部平屋建てとなっておりますが、3階建てと平屋建ての棟になります。延べ面積418.95平方メートル。4教室とプラス廊下となっております。

幼稚園の園舎の地震補強工事・大規模改造工事でございます。幼稚園園舎につきましては、S造、鉄骨造1階建て、延べ面積386.35平方メートルとなっております。地震補強工事ということで、鉄骨の柱頭部等の接合部補強を20カ所、柱脚補強を10カ所となっております。大規模改造工事につきましては、防水改修工事、外壁改修工事、建具改修工事、内装改修工事、塗装改修工事、電気設備工事、機械設備工事、消防設備工事他となっております。

既設建物の改築といたしまして、給食配膳室の改築。S造1階建て、延べ面積44.46平方メートルでございます。便所倉庫棟の改築。S造1階建て、延べ面積40.41平方メートルとなっております。

それから、既設校舎の改修工事といたしまして、環境配慮対策工事、これにつきましては、以前、議会で説明をさせてもらっておりますが、北小学校の玄関と視聴覚室にアスベストの吹きつけがありますので、これを撤去するという対策工事でございます。それと、南棟の校舎の手洗い改修工事、建具改修工事、放送設備工事、消防設備工事、北側屋外階段の改修工事、とい等の改修工事となっております。その他工事といたしまして、外溝整備工事、倉庫及び防災倉庫の新設工事となっております。

工期は、平成28年3月25日限り。ただし、既設校舎に係る工事は平成27年7月18日から平成27年8月25日までの間。幼稚園園舎及び便所倉庫棟に係る工事は、契約日から平成27年9月18日までの間に限る。幼稚園園舎及び便所倉庫棟は、平成27年9月18日までに、奈良県の仮使用許可を受けて引き渡すこととしております。

入札方法につきましては、この工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する、総合評価落札方式の工事ということです。本契約の成立といたしましては、この工事の契約については、葛城市議会の議決を要しますので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立したものとしますということでございます。

1枚めくっていただきまして、仮契約書の写しを1枚つけております。仮契約書をめくっていただきましたら、これは改修後の新庄北小学校の立面図でございます。立面図の方は、左上が南面の立面図、右上が北面立面図、左下が西面と西面の奥の給食配膳室が見える西面の立面図。右側の下が東面の立面図でございます。

立面図をめくっていただきましたら、これは1階の平面図となっております。南棟の西に3階建てを建てて、一部1階だけ北側に張り出すという形の設計となっております。

もう1枚めくっていただきますと、これは2階部分の平面図。更にめくっていただきます

と、3階の平面図となっております。

それから、次にめくっていただきます部分については、新庄北小学校附属幼稚園の立面図でございます。これは改修立面図となっております。左上が東面の立面図、右上が西面の立面図、真ん中が南側の立面図、下が北面の立面図となっております。これは全部改修後でございます。

続きまして、これは新庄北幼稚園の1階の平面図となっております。改修後の平面図でございます。めくっていただきまして、園舎の現況の改修基礎伏図でございます。これは、上が改修前で下が改修後となっております。

続いて、まためくっていただきますと、現況の改修小屋伏図となっております。これも、上が改修前で下が改修後となっております。

それから、もう1枚めくっていただきまして、現況の改修の軸組図をつけております。改修前、改修後と上下になっています。

一番最後に補強の詳細図をつけております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**朝岡委員長** ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

**白石委員** 議題40号の工事請負契約の締結について、若干の質疑をしておきたいと思います。

ご説明のように、新庄北小学校の増築工事、新庄北小学校附属幼稚園の地震補強・大規模改造工事について、ご提案をされているわけでありますけれども、本委員会の役割というのは、やはり入札契約事務が本当に地方自治法の第234条の規定に基づき、競争性が確保され、透明性や公平性が確保されているということを審査する、こういうことであります。

そこで、入札契約事務について、お伺いをしてまいりたいというふうに思います。総合評価方式という形でやられているわけでありますけれども、その前提として、予定価格、そして最低制限価格、そして落札金額と予定価格との率、いわゆる落札率、これはどのようになっているのかということでもあります。

それぞれ、業者別に入札金額あるいは技術評価点、そして結果的に、技術と評価点を入札金額で割りました評価値がどうなっているのかお伺いしておきたい、このように思います。

**朝岡委員長** 安川課長。

**安川総務財政課長** 総務財政課の安川でございます。よろしくお願いいたします。

このたびの新庄北小学校増築工事及び附属幼稚園の工事についてでございます。今回は、入札額につきましては、入札につきましては2社が応札しております。ただし、1社につきましては、予定価格を超えておりますので、今回、業者となっております森組、こちらの方が評価点が109点ということで、評価値32.831、これが1社ということで、もう1社につきましては、先ほど申し上げました中で、予定価格を超えておりますので評価値が出ておりません。そういったことでの内容となっております。

それと、前後しますが、落札率につきましては今回、予定価格、消費税抜きですが、3億

3,299万円ということで、落札率といたしましては99.702%という、以上のような結果になっております。

**白石委員** 最低制限価格は。

**安川総務財政課長** 失礼しました。なお、最低制限価格につきましては、これも税抜きで2億9,890万9,000円。予定価格から見ますと89.765%という結果でございます。

以上です。

**朝岡委員長** 白石委員。

**白石委員** 応札の業者が2社であった。森組と村本建設ということでありまして。

(「言っていない」の声あり)

**白石委員** 言っていなかったんか。私、業者別というように聞いたんやけど。

予定価格をオーバーして、結果的に随意契約と同じような形になっている。競争性という点では本当に大きな問題があるなというふうに思います。

しかも、落札率が99.7%、まことに驚きの落札率だと言わざるを得ません。本当に競争性が、法が求める競争性が全く発揮されない結果になっているということだと思います。

この辺はどのように評価されているのか、まず、応札、入札の公示、公告をされた時点で、どれほどの業者が書類をとりに来られたか。そして、結果として応札されたのは2社だということで、こういう中で、この入札そのものを実行したというところの、いきさつというか、これはもう仕方がないからやったというふうなことなのか。もう1回、再度、やり直そうかというようなことは考えなかったのかどうか。その点、お伺いをしておきたいというふうに思います。

いろいろ、経審何点ぐらい想定されているのか、あるいは技術評価点、どの程度、何点だったのかとお聞きしようと思ったんですけども、聞いても全然意味がないという入札結果になっているわけで、この点、このような入札結果について、どのようにご認識をされているか、お伺いをしておきたい、このように思います。

**朝岡委員長** 生野副市長。

**生野副市長** ただいまの白石委員のご質問でございます。総合評価落札方式で行ったわけでございまして、当初、書類の受領については5社あったわけでございます。

その中で、先ほど来、経審点につきましては1,100点以上ということでございます。

以前からご指摘のように、こういう改造工事につきましては、入札の参加者数が少ないというご指摘もいろいろあったわけでございまして、この平成27年度からは入札の関係の様式といいますか、規定を平成27年度から見直しております。といいますのは、今まで過去15年間に葛城市内で工事経験があるというような項目を入れておったわけでございます。それについて、2点という点数を配布しておったわけでございますが、参加者数が少ないということの中で、今年度より過去実績は撤廃いたしまして、その2点については過去実績なんかについても該当しないということで、広い場から応募があるよう、そういうような改正を行ったわけでございます。点数につきましても、総合評価も施工管理だけでなく安全管理の点数について12点ということでございます。その他、いろいろな技術者等災害協定等による点数

については、今までは7点であったわけですが、それを5点に見直しまして、広く募ったわけですが、何分その中で5社、5社の書類受領があつて、技術評価を示されたのが2社でしかなかったということでございます。

そのときに、2社であったから、これを入札を執行するか見直さなかったかというご質問もいただいたわけですが、2社以上であれば入札を執行するという公告も打っていましたので、2社の執行をいたしたということでございます。

ただ、もう1点考えられますのは、やはり学校という特殊な現場で夏休み中に仕上げているかなければいけないという、大きなハードルがございますので、何分参加者が少なかったのかなというようなことを解釈しているわけでございます。

以上でございます。

**朝岡委員長** 白石委員。

**白石委員** この間、本当に小・中学校の耐震化あるいは大規模改造工事という形で、合併後本当に一番の市政上の課題として、子どもたちの安全を守るために積極的に事業を推進し、小・中学校については完了し、新たに幼稚園等についてこれからかかっていくということになっているわけですが、当時、私は、記憶を思い起こしているわけではありますが、こんな状況には全くなかった。まさに改造工事であり、また、子どもたちの夏休みの期間に短い期間でやる事業であったとしても、やはり入札参加者は一定の数がありましたし、それこそ99%台の落札率というのは余り記憶にない。それどころか、60%とか70%とかという、これで本当にちゃんとした施設が仕様どおりできるのかというぐらい心配をして、最低制限価格を決めなければならないのではないかというようなことでやってきた歴史があるんです。それが、今回で、道の駅の地域振興棟でも若干申しましたけれども、今、東日本大震災の復興とかあるいは景気対策によって、国はどんどん地方へ公共事業等、公共投資に向けて予算を振り向けていっているというような状況の中で、企業は一定仕事が回ってきている、そういうことなのかもしれませんけれども、やっぱり公共事業に対して企業は、事業者は本当に資本主義経済の論理のもとで競争性を本当に発揮して、いい品物をつくってくれるということで努力されてきた、していただいてきたと、私は本当に思っているわけです。それが、そういう状況が一転したら、こういう形で予定価格を上回る、これは今後議論しなければならない、予定価格そのものが現在の人件費や設計価格、多分、設計価格と予定価格が一緒なんでしょう。設計価格そのものが妥当であったのかどうかということも含めて、議論をしていかなければならないというふうには思うんですが、この予定価格を上回る、落札金額が99.7%ですよ。これは私は当初、指名競争入札が本当に当たり前のようにはやられていた。随意契約も採用されていたというような状況の中で、法の規定は競争性を一番求めている。随意契約や指名競争入札というのは、これは例外的なものなんだということで、議論をし、一般競争入札が採用されてきた。国も採用してきた。全国の市民オンブズマン、あるいは弁護士連合会等がこの談合の問題とかで一時期旺盛に取り組んだ時期があります。92%程度のものはこれは談合だというふうなことで言われた時期があるんです。私もそういう、そのオンブズマンの取り組み、調査結果を踏まえて、やはり指名競争入札等が談合の温床になっているとい

うことで、議論をして、一定の改善が見えてきた。しかし、ここに来て、一般競争入札、とりわけ総合評価方式において、まさに副市長は参加要件をこの間15年の間に、本市における工事实績を省いた、撤去した、これは一定の努力だったというふうには思うんですけども、こういう状況になってきているということは、やっぱり指名競争入札がいいとは言わないけれども、総合評価方式そのものをやっぱり見直していかないといかんのと違うかと。最低制限価格も見直していかないといかんのと違うかと。全体として、やはりこの入札制度そのものを見直していかなければならない時期にあるのではないかというふうに思います。

これは、大いに今後、議論をしていかなければならないというふうに思います。大変な入札結果で驚いているわけで、このことに対して2社、これはもう仕方ないな、そういう公告を打っているわけですから仕方ないにしても、これまでの例も当然あるわけで、どのように評価をするのかというのは、やはりじっくり考えていかないといかんし、我々もこのまますんなり賛成をしていいのか。聞くまではこれは賛成しないといかんなどと思ってましたけれども、本来ここは入札契約事務そのものが適正、適法なものなのかということとを審査する、その議案なんです。この北小学校の増築とかあるいは耐震工事が妥当なのかどうかということではないんです。だから、こういう入札結果自体、本当にどう対応したらいいのかと迷うぐらいの結果になっている。この点も理事者、原課の証言聞けないので、やはり私は大きな問題だということ提起しておきたいというふうに思います。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

白石委員。

**白石委員** 議第40号の工事請負契約締結について、反対をせざるを得ないということで討論をしておきたい、このように思います。

工事請負契約で反対するというのは、なかなか久しぶりのことなんですけれども、私は長らくこの問題について、新庄町時代から取り組んでまいりました。地方自治法の第234条というのは、やはり契約の締結について規定をされておりますけれども、やはり競争性を担保され、透明性が担保され、公平性が担保される、そういう趣旨を地方自治体に求めているものであります。

その中で、入札制度について、国も県も市町村もいろいろ工夫をし改善をしてきたわけがありますけれども、今回の結果に至っては、それらの努力が本当に過去のことに戻ってきているのではないかというふうな受けとめ方ができるのではないかと。評価はなかなか難しいですけれども、予定価格を上回る、落札価格が99.7%という状況で、総合評価方式の利点、メリット、そういうものが全く生かされない結果になっているし、一般競争入札の趣旨も生かされない結果になっているわけであります。

私はこんな理由で反対するのは久しぶりでありますけれども、到底これには賛成すること

はできないということで、この討論を行っておきたい。また、この結果を受けて、やはり十分入札契約事務について、今後議論をしていかなければならないということを表明して、終わっておきたいと思います。

以上です。

**朝岡委員長** ほかに討論はございませんか。

西川委員。

**西川委員** この北小学校の附属幼稚園、小学校の増築についての契約に関して、僕は今の方式に関してはいろいろとあるとは思いますが、賛成の立場で討論をしておきたいというふうに思います。

今、この請負のこの契約、また、総合評価等々ここに至ってきた経過は、先ほど白石委員がおっしゃっていただいたことではあるんですけども、指名競争入札から一般競争入札というふうに競争性を担保するためにいろいろな形を国、県またその指導、また助言を受けながら、葛城市としても最善の形をたどって来られた、こういうふうには思っておりますが、その経済状況等々で請負をされる業者さんの状況がいろいろと変わってきた中で、本当にこの予定価格また最低制限価格のとり方が本来正しいのかどうかというふうなことは今後研究課題ではあるとは思いますが、またこの総合評価方式がそれでいいのかどうかというふうなことは研究課題ではありますけれども、今の世間の常識、今の経済状況、またそれぞれの自治体も努力されている中では最善の策ではないかと、このように思っております。

いろいろと考えられる中で、やっぱり学校という限られた、相当ハードルの高い制約がある工事を、またそれぞれの経済のいろいろな工事をやる中の単価を、その部分をどういうふうに見ていくか、そのハードルの分を上乗せして初めてその予定価格の上積みができるのか、そんなこともできない、その中での単価の設定というふうなものがあるわけでごさいます、その中で今の競争ということでございまして、今、僕としては近隣のいろいろな状況で参加業者そのものが経済状況、また仕事の多寡、今、状況で相当苦勞されている自治体もございまして、不落という状態が何件か出てきていますので、そういうところ辺も含めてどの方式が一番いいかというふうなことは今後の検討課題ではありますけれども、今のこの状況を踏まえて、最善の方法であるというふうなことを申し添えまして、研究課題ではありますけれども、このことに関しては賛成の立場で討論をさせていただきたい、このように思っております。

**朝岡委員長** ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第40号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**朝岡委員長** 起立多数でございまして、議第40号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



では、暫時休憩をとらせていただきます。

休 憩 午前10時28分

再 開 午前10時40分

**朝岡委員長** それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議第42号、平成27年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。なお、本案につきましては分割付託をされておりますので、本委員会の関係部分についての提案者の内容説明を求めたいと思います。

山岡保健福祉部長。

**山岡保健福祉部長** 保健福祉部の山岡でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程いただいております議第42号、平成27年度葛城市一般会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。お手元の補正予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,835万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ167億8,435万7,000円とするものでございます。

それでは、分割付託されております厚生文教常任委員会の所管に係る部分についてご説明申し上げます。事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。10ページをお願いいたします。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、7節賃金で272万2,000円の追加、12節役務費で116万1,000円の追加、13節委託料で16万2,000円の追加、18節備品購入費で32万4,000円の追加、19節負担金補助及び交付金で1,272万8,000円の追加でございます。

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費、5目老人福祉費では、8節報償費で20万円の追加、9節旅費で23万5,000円の追加、11節需用費で59万4,000円の追加、12節役務費で216万円の追加、13節委託料で360万円の追加でございます。

9目臨時福祉給付金事業費で、23節償還金利子及び割引料で46万9,000円の追加でございます。

10目介護保険料助成費で、28節繰出金で589万5,000円の追加でございます。

めくっていただきまして12ページ、2項児童福祉費、2目児童措置費、19節負担金補助及び交付金で1,102万1,000円の減額でございます。

7目子育て世帯臨時特例給付金事業費、23節償還金利子及び割引料で9万3,000円の追加でございます。

4項生活保護費、1目生活保護総務費、13節委託料で32万4,000円の追加でございます。

めくっていただきまして14ページ、8款教育費、5項社会教育費、4目公民館費、11節需用費で648万円の追加、17節公有財産購入費で995万円の追加、19節負担金補助及び交付金で1,500万円の追加でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。戻っていただきまして、7ページをお願いいたします。

11款分担金及び負担金、1項分担金、3目教育費分担金、1節社会教育費分担金で497万

5,000円の追加。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金で294万7,000円の追加でございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、2節戸籍住民基本台帳費補助金で1,272万8,000円の追加。2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金で1,127万1,000円の追加。3節生活保護費補助金で16万2,000円の追加でございます。

めくっていただきまして8ページ、14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金で147万3,000円の追加でございます。

2項県補助金、2目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金で1,861万7,000円の減額でございます。

19款諸収入、3項雑入、4目雑入、2節雑入のうち、自治総合センターコミュニティ助成金で1,500万円の追加でございます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

**朝岡委員長** ただいま説明願いました本案につき、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

**白石委員** 議第42号の平成27年度葛城市一般会計補正予算（第1号）について、若干の質疑を行ってまいりたいと思います。

まず、事項別明細書の歳出の方からお伺いをいたします。10ページ、11ページにまたがりまして、2款の総務費です。戸籍住民基本台帳費の賃金から、19節の負担金補助及び交付金に係る事業について、それぞれ臨時雇用賃金、通信運搬費、住民情報システム保守点検等委託料、庁用備品購入費、地方公共団体情報システム機構交付金、これらの内容は同じものだというふうに思うんですが、ご説明をいただきたいと思います。

**朝岡委員長** 西川課長。

**西川市民窓口課長** 白石委員からの質問に対して答えさせていただきます。

7節の賃金につきましては、この10月からの臨時雇用、當麻庁舎と新庄庁舎に新しくアルバイトを採用する費用として、4名分を計上させていただいております。

**白石委員** 何のために。

**西川市民窓口課長** マイナンバーのためです。

次に、12節の役務費につきましても、これもマイナンバーの関係ですけれども、マイナンバーの通知カードが、通知がありまして、それから市より市民に送るための費用ということで、2,900名ほどが3月までの間でカードの申し込みがあると想定しての金額を書かせていただいております。

13節の委託料につきましては16万2,000円、これにつきましては、関係各課の関係でC S端末を設置するための費用ということで16万2,000円です。

それと、18節の備品購入費32万4,000円につきましては、今、公的個人認証で使っておりますタッチパネルというのがありますけれども、それが公的個人認証にしか使えないもので、

新たにタッチパネルを購入しなくてははいけませんので、當麻庁舎と新庄庁舎に各1台ずつ購入する予算でございます。

次の19節の負担金補助及び交付金の1,272万8,000円ですけれども、それにつきましては、国の方から通知個人カード交付に係る費用で、地方公共団体システム機構に支払う金額の総額が1,272万8,000円ということです。

以上で説明を終わらせていただきます。

**朝岡委員長** わかりましたか。いいですか。

白石委員。

**白石委員** 西川課長の方からご説明をいただきました。個人番号カードの交付がこの10月からスタートするというので、いろいろ予算措置をされてきているわけでありましてけれども、1つは地方公共団体情報システム機構交付金1,272万8,000円、これについては全くトンネルみたいな話で、機構の方へお支払いをする、これについては100%国は歳入の方でも手当てをしていただいているんですが、ところが436万9,000円については、これは全く単費になってしまうのかどうかです。今後とも、これはいろいろな事務が出てくるわけでありまして、今、年金情報の、本当にこの情報が125万件、基礎年金番号を含めて4情報、100万件を超える情報が流出するというような状況になっていて、それらに対するセキュリティ等々の費用も含めて、これから、私は葛城市の単費がふえて来るのではないかというふうにも思います。これらが、国は国の都合で、このマイナンバー制度で社会保障から今どんどん広げていくと、活用する範囲を広げていくということになってきていて、そんな中で今、年金機構の情報が大変な状況になっている。125万件どころか、もっと出ているのではないかという報道もされているわけで、行政として、これに対応せざるを得ないというのは、私も理解はできるわけでありましてけれども、今回の費用はこれだけで出ているわけですけれども、436万9,000円、臨時雇用賃金、通信費、こんなのはもうどこの市町村でも要るわけですから、それぞれ10月になっていったら、国民1人1人に番号を割り当てていくわけですから、これはどこもしなければいけません。これが、市の単費でやらないといかんことなのではないでしょうか。

そして、タッチパネルのディスク2台、買わないといかんわけでしょう。こんなのはなかってもいけるんですか。ないとやっぱりだめなんですか。これもちょっと教えていただきたいというふうに思います。

2,900人分の通知カード、これも、2,900人という、これの積算の根拠というのはどういうところにあるのかです。どういう内容のものがカードに記載されているのかもお聞きをしておきたいというふうに思います。

そして、セキュリティに対する取り組みの状況をお伺いしておきたい、このように思います。

単費はどの程度なのか、現状でこれはもう全然措置されないということなのか、事後の経費について、どういうものが国の補助の対象になるのかならないのか、そういう見通し、今後、セキュリティも含めて、研修とかいろいろ含めてどうなんだというところがわかればお伺いをしたい。お願いします。

朝岡委員長 西川課長。

西川市民窓口課長 先ほど、白石委員の説明ですけれども、賃金と役務費、委託料、備品購入費の財源内訳になります。その予算を計上した時点でははっきりとは決まっておらなかったのですが、6月23日付で国の事務費の要綱が出ましたので、それについて説明させていただきます。

賃金の分と役務費につきましては、10分の10の補助が出る。それにつきましては、予算が限られていますので、最高で10分の10、それが下がるという可能性もありますというふうに、一応、県の方から聞いております。

それと、備品と委託料につきましては、地方交付税算入ということになっております。

白石委員 委託料、これは特別地方交付税ですか。

西川市民窓口課長 普通地方交付税です。

白石委員 財源の内訳はわかりました。

西川市民窓口課長 それと、人数で、先ほど言ったように2,900人の方の人数の方の確認ですけれども、これは平成26年1月1日現在の全国の人数と葛城市の人数の比率ですけれども、それが8%ということで、うちの方が3万7,000人と計算いたしまして8%の該当するのが2,960名になりますので、その分を想定して郵便料の予算を計上させていただいております。

白石委員 カードはどういう内容なのか。

西川市民窓口課長 10月5日に法が施行されますので、それ以降に各家庭に、先ほど言いました地方公共団体のシステム機構の関連会社の方から、各世帯の方に通知カードが送られます。通知カードを送られて、それに記入をしていただいて、写真を張りつけていただいて本人が直接申請していただくという方法があります。それと、先に窓口に来られて、申請をされる方法もあります。それを踏まえて計算させていただいております。

(「それを踏まえて、そのカードは」の声あり)

西川市民窓口課長 それで、それについて、発行された分についてはJ-LISの方へ送りますけれども、1月にカードの発行の法が施行されますので、1月の仕事始めが5日以降になりますので、それ以降に工場の方で作成されて市町村の方に送られます。

市町村に送られてきた段階で、うちの方から交付場所についてはがきで送らせていただくという形になります。

タッチパネルにつきましては、個人番号の中には公的個人認証も含まれておりますので、暗証番号を入力しなくてははいけません。そのためにそのタッチパネルが必要ということです。

セキュリティの関係ですけれども、今、その関係で国の方から書類が送られてきていますけれども、今、持ち合わせがないので、回答するのはできませんのでご了承の方、よろしくお願ひしたいと思います。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 財源の問題については、国は賃金なり役務費については、これは10分の10、100%ということなんですけれども、これは予算の範囲内ということではなくて100%ですね。やっぱり予算の範囲内ですか。なるほど。これはいつも国が使うテクニックなんですけれども、当然限られた予算ですから、100%見ますよと言っておいてくれて、いや、予算の範囲内ですね

んということになれば、これは100%交付できないケースがやっぱり出てくるんですね。そのことについては、これは市が負担をしなければならないということになるわけで、これは今までも本当に市町村が、都道府県が本当に、それはないよりはあれですけども、これは国が率先して進めている事務事業でありますので、これは100%きちっとしてもらわなければならないのであります。

しかも、あとの経費については委託料なり備品購入費については、普通地方交付税で措置されるということになってくると、交付税財源は本当にちゃんと確保した上で、これは交付税で措置しますというのだったら話はわかるんですけども、交付税、これ、やっぱり限られているわけですから、確かに単位費用として入れてくれるんですけども、では実際に私たちにもらう交付税というのは色がついてないから、わからない。入っているかどうか。そういう代物なんですね。

こういう形で、国は都合のいいシステムを構築し、これは市町村で、市町村は働かなければ、こんなものは実施できないわけですから働かざるを得ないわけですから、これはもう単費であろうが、やらざるを得ないということになるわけです。これは本当に困った話だ。市長会を含めて、地方団体はぜひこれはちゃんと措置されるように、お願いをしていただきたいというふうに思いますし、これからセキュリティについては、今、手元にないということでもありますけれども、一番の、今、心配は、実際に個人情報に本当にしっかりと確保できるのかという心配がやっぱりあるんです。

個人情報というのは、これを1つにまとめるということになれば、リスクがそれだけ大きくなるわけです。普通、個人情報を守る、確保するということは、これはできるだけ1つにまとめないで分散をするというのが、これは業界の基本なんです。それを、このマイナンバーに全部集めてしまおう、こういうことで進められているわけですから、これは本当にセキュリティどうしてくれるんやと、個人情報の保護をどうしてくれるんやというのが、これから本当に議論をしていかなければならないし、単にマイナンバーを住民の皆さんに割り振りする、こういう仕事だけで手が回らないというのでは、やっぱり困るわけですけども、現実はそのなんです。

このセキュリティの問題については、経費の問題も含めて、後でお答えいただきたいというか資料をいただきたいということを、述べておきたいというふうに思います。

**朝岡委員長** それでは、セキュリティの国から示されている資料等につきまして、またわかった範囲で後ほどお示しをいただきたいと思います。

ほかに質疑はございませんか。

川村委員。

**川村委員** 私からは2点ございます。

まず1点目でございますが、11ページの3款民生費、1項社会福祉費の中の5目老人福祉費、13節の委託料、地域包括ケア実態調査委託料360万円、これについての内容説明をお願いしたいのと、もう1点は、最後の14ページ、8款教育費、公民館費の中にあります修繕料648万円、これの内容について聞かせてください。

朝岡委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口でございます。よろしくお願いします。

川村委員の質問でございますが、地域包括ケア実態調査委託料の内容でございます。これにつきましては、地域包括ケアシステムの構築におきまして、65歳以上の要介護2以下の方全員を対象といたしましたニーズ調査を実施いたしまして、GISなどを効果的に活用しながら介護予防、それから介護支援だけでなく、健康づくり、体力づくりという観点からも、地域による格差をあぶり出した上で、医療費、それから介護給付費などの抑制につなげるための構想策定業務を委託しようとするものでございます。

以上です。

朝岡委員長 辻館長。

辻 中央公民館長 中央公民館の辻です。よろしくお願いします。

ただいまのご質問の公民館費の需用費、修繕料648万円についてでございます。修繕の内容については、中央公民館にあります1階から4階までの稼働の小荷物専用リフトの修繕に係る経費でございます。

中央公民館は、今年で築40年となります。既設のリフトも開館当時からのもので、大変老朽化しております。昨年、動作不能の状態となりまして、年度末までに巻き上げ機やワイヤー等々の一部の部品の修繕で対応できればと進めておりましたが、現在既設のリフトメーカーも既になくなっておりまして、老朽化が著しく、また安全対策の面から、一部の部品を残しての修繕は不可能という結論に至りました。それで、今回、旧のものを全て撤去しまして、新しいリフトと入れかえるという工事の経費を補正で上げさせていただきました。

以上です。

朝岡委員長 川村委員。

川村委員 介護保険法の一部になります、この地域包括システムの構築に向けてのご準備ということで、ニーズ調査をされるわけですけれども、地域によって、地域性を生かした介護システムということで、非常にこれから大きな課題となると思いますが、十分調査、市民ニーズを受けられて、これからこの仕組みづくりをしっかりとやっていただきたいと、要望しておきます。

もう1点のエレベーターの方は、結局、老朽化によってすっかりエレベーターをかえないといけないということで、これはいつから使えるようになるのですか。

朝岡委員長 辻館長。

辻 中央公民館長 この補正の予算計上を承認いただきまして、また業者選定から契約を結びまして、工事請負をしまして、秋ぐらいには。割と工事期間がかかる工事と捉えていますので、秋の後半ぐらいをめどに、できるだけ早く使っていただけるようお願いしたいと思います。

以上です。

朝岡委員長 山下市長。

山下市長 少しだけ補足をさせていただこうと思います。

地域包括ケアセンターシステムを構築するということで、今、いろいろと葛城市の方でも勉強会の方を重ねております。今年からいろいろな企業の方々が葛城市に来ていただい

ることもありますし、ICTの関係で新時代葛城クリエーション研究会のメンバーも介護や、電子機能を使って住民のためのサービスを向上させるという観点から、さまざまな提言がいただけるということで、今年4月から毎月1回程度、保健師を中心にして、現場の声を聞くという会を毎月1回開催をさせていただいております。

そちらの方に、保健師と、あと、長寿福祉課や社会福祉課、また私も入らせていただいて、そこに企業の方々にも入っていただいて議論していくというような形で、どのようなサービスを提供できるのかとか、今、住民のニーズが那边にあるのかというようなことを聞き取りをしながら、またご提案をいただきながら、今、詰めておるところでございます。

健康で長生きをしていただくという中で、今、葛城市が当初予算で計上させていただいた活動量計をどうやって、どなたに配布をして、これをいつも使ってもらえるようにするためにはどうしていったらいいんだろうかというようなことも、その中で提案をし、今、活動量計の配布、それとこの活動量計で目的のポイントを達した人たちに対して、表彰みたいなことをしていこうというようなことも考えながら、また広報等でそれをご案内をしていこうということも考えておるところでございます。

そういう流れの中で、介護認定の全国の実態の中で、私も青年市長会の仲間で、和光市というところに行ってまいりまして、その実態を聞いておりますと、和光市では介護認定のパーセンテージが下がってきているという話でした。葛城市は、申しわけないけどやっぱり年齢が上がるにしたがって、右肩上がり介護認定のパーセンテージというのが上がってきておりますけど、和光市では逆に下がってきている。どのようなやり方をしているのかというと、平成12年から始まりました介護保険、この後、ニーズ調査を個別に行って、それを地図上に落として、その対象者に対して適切なるいろいろなサービスを提供したりとか、また、引きこもりがちになりそうな方々に対してのサービスを提供して出てきてもらうということをやっておられる。それで、要支援から卒業されて、戻って行かれる方々がふえてきているという話を聞きました。やはり、ニーズ調査を葛城市でも、個々、別々の方々の状態、また要求等も含めて、子細に調べていくというようなことを考えていくために、この予算の計上をさせていただいている。また、それ以外に、保健師を含めて視察に行って、最先端の介護をされている市町村に行って、その状態をつぶさに見て勉強してくることや、また、講師をお呼びして、そちらでお話を聞かせていただくというようなための予算の計上をさせていただいているということでございます。

**朝岡委員長** 川村委員。

**川村委員** 市長、ありがとうございます。私も、その和光市について少し調べて、先進地事例ということで把握させていただいています。まさしく、そういう形で先進地のよい事例を頭に入れていただいて、葛城市がその認識を持ってこれから進めていかれることというのは、非常に期待もしておりますし、ICTを利用する、また、でも実際は本当に要支援、これから介護の度合いが進んでいかないということが大事ですので、やっぱり今、比較的元気なお年寄りも対象ですけれども、今、現場で介護を受けてらっしゃる方が要支援1・2、その方たちが今どういった状態かということ、ここのことはしっかりと受けとめていただいて、この方た

ちが今までと変わらないサービスを受けていけるような、そういう仕組みづくりをぜひお願いしたいと思います。ありがとうございます。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。

藤井本委員。

**藤井本委員** 今のお話を聞いていると、非常に地域包括ケアのニーズ調査等、私も興味があるし、そういうことを進めていただきたいなというふうに聞いておりましたけれども、その予算についております360万円、委託料ということで、このやり方についてお伺いしておきたいと思うんですけど、先ほどの説明では65歳以上の方で要介護2以下の方のニーズを調査するという説明でしたけど、実際としてどのようにされる、訪問をして聞き取りでいくのか、調査票みたいなのを送付してその返信を待つという形でされるのか、いやいや、何らか地域別に寄っていただいてのニーズを調査してというものなのか、360万円というのを出されておりますので、その手法等は予定されているだろうと思いますので、説明を求めておきたいと思っています。

**朝岡委員長** 門口課長。

**門口長寿福祉課長** 長寿福祉課の門口です。

対象者につきましては要介護2以下の比較的軽い方を対象といたしておりますので、今のところ約9,000人ほどの対象者でございます。

それから、調査票の方は、まだ質問の内容とかいうのは、先ほど市長がおっしゃったような勉強会等で吟味いたしまして、まとめ上げたものを郵送で送らせていただいて、郵送で返していただくというのを原則としてやらせていただこうと思っております。

**朝岡委員長** 山下市長。

**山下市長** これも、和光市の事例はアンケート、ニーズ調査をした方々に対する回答をどれだけ得られるかというのが一番重要なところだと思います。

葛城市の場合も、5年前にさせていただいたニーズ調査、アンケート調査では、80%少しのパーセンテージで返していただいていますけれども、和光市ではこれを100%に近づけておられます。それをやるのが、私は一番大事だと思っておりますので、返して来られない方々に対して、電話連絡をすればまたご訪問をさせていただきますよという形で、これをできるだけ100%に近づける。葛城市全体の65歳、介護2以下の方々の状態を、的確に把握をしていくことがこの目的でございますので、それをさせていただこうというためにこれを計上させていただくということでございます。

**朝岡委員長** 藤井本委員。

**藤井本委員** まさに今、市長からお答えをいただいたようなことを私も言いたかったわけで、決してこういう、郵送した場合、100%返ってくることはないであろうし、それ以外のこともどうされるのかということでしたけど、今、市長がおっしゃたように、ここはするんだということでございます。その中で、本当のニーズというものを確認するというところでございますので、今おっしゃったとおりにやっていただきたいと思っています。ありがとうございます。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。



白石委員。

**白石委員** 引き続き、質疑をしてまいりたいというふうに思います。

関連質疑にもなるというふうに思います。11ページの、先ほど来の質疑、発言の中で、地域包括ケア実態調査委託料という形で計上されている、これは全体としてそういうニーズ調査に向けて、取り組まれる事業だというふうに思います。

私は要介護2以下、9,000人が対象、1号被保険者ですから、どの程度のパーセントになるのかなというのは理解できないんですが、9,000人やったらほとんど1号被保険者ですね。1号被保険者で要介護2以下ということは何人いて、そのうち9,000人だというふうな理解でいいのかどうかです。1号被保険者、65歳以上の方がどれぐらいいるものかなと。その範囲をきちっと知りたいというのが1つあります。

今、国は、新しい新事業という形で、要支援者に対してこれは要支援1・2についてはこれはもう介護保険から外していくんだと。そのかわり、地域包括支援センター等で、市の事業としてやはり取り組んでいくんだということで、第6期については、これは地方自治体の判断によってもう既に6期の期間中に実施をしていくというふうな自治体もあるわけですが、この間の予算での議論の中では、本市については第7期に向けて準備をしていくということだったんです。その一環だというふうに理解をしていますけれども、それでいいのかというのがもう一つです。

当然、今まで介護保険で要介護1から5、そして要支援1から2も、これは対象として誰もが本当に介護保険を使って、やっぱり地域で自立した、それに近い生活ができるように、あるいは施設を選択して、施設に入所して余生を過ごしていく、いろいろな選択ができる、こういうふれ込みでこの間来たということは、いつもお話しをしているところでありますけれども、国は新たなガイドライン案をつくって、要支援1・2については介護保険給付の対象を外して、地方自治体のみずからそういう人たちのニーズを把握して、やってくださいよということに、今、なっています。これはこれで、私は、本当に健康で余生が長く続くというのはいいことだと。寝たきりで幾ら100歳まで生きても、本当にそれでいいのかというのはありますから、やはりできるだけ健康寿命を延ばしていく、いろいろなことに取り組んで、そういうのは私は大事なことだと思うんですけども、基本はやっぱりそういう国の方針が気になるんです。要支援1・2が介護保険給付から外される、そうすると市の負担が、それは一定、これはもうちゃんとした仕組みの中で補助制度として、保険給付ではなくて補助制度として出てくるというふうに思うんですが、ここはやっぱり市の負担とか、今サービスを受けられている要支援1・2の方々の負担がどうなるのか、ふえるのではないかと、心配もあるんです。

これは大いに議論をしていかないかん問題だというふうには思いますけれども、そういうこともやはりあるんだということを、皆さん、ご認識をしていただきたいというふうに思います。

それと、財源の内訳なんですけど、これは多分国が当然そういう事業を進めていこうということですから、補助があると思うんです。これから補助申請もされていくと、こういうふ

うに思うんですが、どの程度の補助金があるのか、この点もお伺いをしておきたいというふうに思います。

それから、12ページに移ります。12ページの2項の児童福祉費、2目の児童措置費です。延長保育事業補助金が1,102万1,000円減額をされているわけでありましてけれども、これは子ども・子育て新事業がスタートして、それぞれこの事業の内容に見合っ、て、予算についても振り分けていくというか、新事業の方へ移行していくという経過の中でやられているものだというふうに思いますけれども、歳入の方でもこれらの歳入、国の補助や県の補助が減らされてきている、そのかわりに、子育て支援の交付金が増額をされてきているわけでありましてけれども、ここのところの、1つはここの歳出の方に出ている延長保育事業補助金1,102万1,000円の減額、この点での内容と、この歳入の方で出ていますけれども、延長保育推進事業補助金、歳入の8ページです。8ページ、1,241万4,000円減額をされているわけでありまして、その下の方に子ども・子育て支援交付金、これは3分の1の補助率ですが、1,738万9,000円、これは県の方であります。交付金については国の方も同額が計上されているわけでありまして、これらのこの財源の配分というのがどうなるのか、あるいは延長保育そのものの財源が、これまでのようにきちっと措置されているのかどうか、その点、お伺いしたい。どこでどの名目で措置をされるのか、お伺いをしておきたい、このように思います。

**朝岡委員長** 門口課長。

**門口長寿福祉課長** 白石委員のご質問にお答えいたします。

9,000人の内訳でございますが、説明不足で申しわけございませんでした。65歳以上の一般高齢者も含めまして、それに要支援1から要介護2までの方、これの方が約1,000名おられます。合計で9,000名という内訳でございます。

**白石委員** これは全部に送るのか。

**門口長寿福祉課長** 全員の方です。

続きまして、要支援1・2の方でございますが、要支援1・2の方はご承知のように、デイサービス、それからホームヘルプサービスというサービスが、保険給付から外され、市が実施いたしますに日常生活総合支援事業で、それと似たサービスを実施するというような形に、葛城市の場合は平成29年度から実施しようということで、今、準備を進めております。この地域包括ケア実態調査委託業務につきましても、それを見据えた形でどうしていくかというようなことを調査する意味ももちろん含んでおります。

以上でございます。

**朝岡委員長** 財源についての質疑もあったのと違うか。

**門口長寿福祉課長** 財源でございますが、この事業に関しましては、市単独事業でございます。

**朝岡委員長** 岡課長。

**岡 子育て福祉課長** 子育て福祉課の岡でございます。よろしく申し上げます。

ただいまの歳出の方の延長保育事業補助金減額補正についてお答えさせていただきます。

延長保育事業補助金につきましては、通常の保育時間を超えて延長保育に取り組む私立保育園に対して、国・県補助金を基準とした補助金として、補助金要綱に基づき補助金として

下ります。このたび、子ども・子育て支援新制度による改正により、子ども・子育て支援事業については県単独事業であったものが、子ども・子育て支援交付金が創設されたことに伴い、この延長保育事業補助金も補正するものとさせていただいております。

この延長保育事業補助金につきましては、基準額の内訳については、延長時間により定める額となっております。保育標準時間認定と、新しく保育短時間認定の区分により設けられております。

まず、保育標準時間認定につきましては、延長時間が1時間としている浄正院保育園と薑保育園につきましてはそれぞれ134万2,000円。延長時間を2時間としております華表保育園につきましては216万6,000円。3園をあわせまして485万円と予定しております。

また、保育短時間認定分につきましては、延長時間を2時間とさせていただいております、275万2,000円。これは基準で決まっております、275万2,000円で標準時間認定区分の合計で、総額延長保育事業補助金が760万2,000円となります。

当初予算では1,862万3,000円を計上しておりましたが、1,102万1,000円の減額補正をするものとなっております。

次、歳入につきましてはですが、歳入につきましては、当初予算で計上しておりました国庫補助金、県補助金の保育緊急確保事業補助金、それから延長保育推進事業補助金及び放課後児童健全育成事業補助金につきましては、子ども・子育て支援交付金の創設により、組替えとなります。当初予算で計上しておりました保育緊急確保事業の国庫補助金、県補助金、3分の1それぞれ611万8,000円は全額減額とし、創設された子ども・子育て支援交付金に同額移行となります。

また、今、延長保育推進事業費と放課後児童健全育成事業補助金につきましては、県単独事業でありました3分の2の県単独補助金でありました分も、全額子ども・子育て支援交付金に移行するため、全額減額させていただきます。

**白石委員** 同額が措置されているということやな。

**岡 子育て福祉課長** はい、そうです。ただ、今の延長保育推進事業補助金の関係につきましては、今回、減額補正をさせていただいておりますので、760万2,000円を補助基準額として国・県それぞれ253万4,000円ずつ子ども・子育て支援交付金に組替えさせていただいております。

この交付金につきましては、国・県それぞれ3分の1ずつとなっております。

以上でございます。

**朝岡委員長** 白石委員。

**白石委員** それぞれ詳細にご説明をいただきました。私もアンケートの対象になるみたいで、9,000人、大体全員がアンケートの対象になるということでもあります。また、包括の方がいろいろ地域でボランティアとして、ご年配の方々が集まってサロンも含めてやっているところへ、視察というか、そういう取り組みをされていると、僕も聞いているわけですけども、事前にそういうこともやりながら、直接そのニーズを把握してやっていく。これは国の方針とは別にして、これは必要なことだというふうに思いますから、単なる国の施策に合わせていくということで、この事業を進めていくというのではなくて、本当に、葛城市のお年寄りが健康で

文化的な生活が送られる、そのためのアンケートにしていく、そういう方向でやっぱりやっていただきたい。単なる介護給付費を削減していくためにやるんだというのでは、これはやっぱりいただけないわけで、そこを肝に銘じて取り組んでいただきたい。我々は市民の皆さんにご奉仕をする、そのために仕事をしているわけですから、よろしく願いをしておきたいと思います。

児童措置費についても、岡課長の方から詳細にご答弁をいただきました。ちょっと1点だけわからないところがありますので教えていただきたいと思います。

12ページの児童措置費の延長保育事業補助金ですけれども、当初予算が1,862万3,000円ありました。それが、1,102万1,000円減額をし、760万2,000円というふうに措置をされるということでもありますけれども、このことによって、延長保育そのものの絶対的な時間数が減っているのか。減った結果、こういう形になるのか。いやいや、予算措置の内容が変わってきているんだと、基本額の方へ含まれていっているのか、その辺が理解できないので、1,800万円の当初予算が760万円になってしまっているところが、余りにも乖離があるので理解できないわけで、あと、この減額された1,100万円ほどは、本来、これは延長保育として3園の私立保育所に支給されていたわけですから、単純に考えて、そういうふうに思う。しかし、その分どこかでやっぱりこの費用については措置されているのではないか。あるいは、もう標準保育なり、短時間保育という中で、その延長保育時間そのものが、格段に短縮できるんだと。結果として、保育の時間は延長保育、変わっていないんだけど、時間数そのものが減っているからこういう結果になったんやんか、その点の理解が、僕はよくわからないので、もう一度ご説明をいただきたいと思います。

**朝岡委員長** 岡課長。

**岡 子育て福祉課長** ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず、今まで県単独でしていた分と、今回の交付金に変わった分の違いでございますが、今までは基本部分と時間延長部分というのになっておりましたが、基本部分という部分が、今度は運営費、私立の運営費としてさせていただいている分が、そこに含まれるという形になりました。

それで、今、新しく補正させてもらった基準の額ですけれども、その中には時間で2時間と1時間と、先ほどお答えさせてもらった分に関してはそのままの額です。

そこに、基本部分はなくなっておりますけれども、その時間の分はそのままの額で残させていただいてまして、そこへプラスして先ほど申しました保育短時間の部分、標準部分がその1時間と2時間になりますけど、保育短時間認定部分につきまして、先ほど延長時間2時間として275万2,000円というのをそこへ足させていただいております。

だから、基本部分と時間部分とあった部分の中で、基本部分がそこから除外されて、プラス短時間部分の275万2,000円を追加させていただいて、760万2,000円となっております。

**朝岡委員長** 白石委員。

**白石委員** 少しは理解できたというふうに思うんですが、今まで、これまでは県の単独事業として、補助事業として基本部分、延長部分あわせて措置されていた。1園450万円で、3園で1,800

万円余りになっていた。しかし、それが延長が標準時間1時間、短時間2時間については、これはこれとして、延長保育事業補助金という形であわせて760万2,000円、それが措置されるということになるのかな。あとの部分については運営費の中で措置をされるという理解でいいのかな。はい。それならわかりました。

**朝岡委員長** よろしいでしょうか。

一般会計の補正につきましては、そのほか質疑がございませんようなので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第42号の関係部分を採決いたします。

本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第42号の関係部分は原案のとおり可決することに決定いたしました。

それでは、最後に、議第43号、平成27年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第1号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

山岡保健福祉部長。

**山岡保健福祉部長** 保健福祉部の山岡でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程いただいております議第43号、平成27年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。お手元の補正予算書1ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳入予算のみの補正でございます。歳入歳出総額の増減はございません。事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、1節現年度分特別徴収保険料530万6,000円の減額。2節現年度分普通徴収保険料58万9,000円の減額でございます。

次、7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目低所得者保険料軽減繰入金、1節低所得者保険料軽減繰入金589万5,000円の増額でございます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

**朝岡委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

**白石委員** 議第43号の平成27年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第1号)について、若干内容について、内訳についてお伺いをしておきたいと思っております。

本補正予算については、先ほど可決されました条例改正に伴う補正予算であります。介護

保険料の第1段階の方々の保険料の軽減措置がされて、歳入予算において特別徴収で530万6,000円の減額、普通徴収において58万9,000円の減額がされているわけであります。

そこで、内容についてお伺いをしておきたいと思います。

特別徴収の被保険者数、普通徴収の被保険者数、それぞれどの程度おられるのか、お伺いをしておきたいと思います。

**朝岡委員長** 門口課長。

**門口長寿福祉課長** 長寿福祉課の門口です。よろしく申し上げます。

特別徴収の方と普通徴収の方なんですけども、全体で特別徴収の方が9割、普通徴収が1割ということで、今回も計上させていただいております。

**白石委員** いや、割合ではなくて数。

**門口長寿福祉課長** 数ですか。今回、第1段階の数ということですね。第1段階では合計で1,965名という数字を見込んでおります。ですので、普通徴収といたしましては196名。

**朝岡委員長** 白石委員。

**白石委員** 門口課長の方からお答えいただきました。現時点で第1段階の1号被保険者は1,965人の方がおられるというふうにご答弁がありました。これは、全体の被保険者からすれば相当高い比率になっているわけで、この軽減助成そのものは大いに歓迎をするわけでありますけれども、残念ながら消費税の税率10%が先送りされたということで、第1、第2、第3段階の軽減助成が、第2、第3段階のところが見送られた。あるいはまた第1のところでの0.3が0.45、その程度の軽減にしかになっていないということで、非常に、この介護保険料が第1段階の方々に大体22%程度上がっているのではないかなと思うんですけれども、大幅な値上げをされた中で、大変厳しい状況だろうというふうに思いますけれども、当然のこととして実施をしていただいて、更に軽減措置を拡大されることを求めておきたい、このように思います。

以上です。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 討論ないようですので、討論も終結いたします。

これより議第43号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第43号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

それでは、暫時休憩させていただきます。

休 憩 午前 11 時 51 分

再 開 午後 1 時 30 分

**朝岡委員長** 休憩前に引き続き、会議を再開いたしたいと思います。

それでは、本常任委員会の所管事項の調査案件について、ご協議を願いたいと思います。

初めに、新クリーンセンター建設に係る諸事業についてを議題といたします。

本件について、現在の事業の進捗状況など、そのことにつきまして理事者の方から報告を願いたいと思います。

巽室長。

**巽 新炉建設準備室長** 新炉建設準備室長の巽でございます。

それでは、私の方から事業の進捗状況についてご報告させていただきたいと思います。

まず、工事の関係ですが、以前から行っていた全ての掘削工事が完了し、現在、工場との地下3階部よりはりや柱などのコンクリートを打設しています。また、煙突部分についても基礎の鉄筋を組んでいます。

擁壁工事につきましては、プラットホームへの入り口部分の左右の擁壁の基礎コンクリートを打設し、壁面の枠組みを今組んでおる状態です。

それと、次に、県に対する取り消し裁判の件ですが、前回の協議会では3月20日付で擁壁に係る執行停止の申し立てに対する奈良地裁の決定書が届き、本件申し立てをいずれも却下、しかも原告適格がないという理由でありました。それに対し、原告側は高裁に即時抗告を行ったこと、また、本訴の方については4月23日に裁判が行われ、次回は7月9日に開催される予定であることをお伝えしました。

その後、擁壁の執行停止につきましては、原告側から抗告理由書が提出され、それに対して被告側からは抗告審意見書を提出していますが、ほんの最近、今週の23日付で更に原告側から抗告人意見書が提出されました。

また、本訴の方につきましては、原告から原告適格を有する旨の第5準備書面が提出され、それに対する準備書面を現在準備しているところでございます。

先ほども申し上げましたように、次回は7月9日の裁判ですが、今後も引き続き県と協力して対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**朝岡委員長** 工事の進捗や裁判について、ご説明を願いました。

ただいまの報告につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** では、ないようでしたら、本件については本日はこの程度にとどめておきたいと思えます。

次に、葛城市学校給食センターについてを議題といたします。

本件につきましては、前回の3月16日、開催をいたしました委員会におきまして、理事者の方から新学校給食センターについて、内装工事や調理設備等の設置工事が順次完了し、検

査を行う段階に来ているという報告があって、私の方から検査等の完了次第、議会として現地を視察したいという要望をさせていただきました。その結果、去る4月21日に議会全員研修として学校給食センターを視察し、センター内の設備等の詳細にわたり説明を受けたところでございます。

本日は、その後の事業の進捗の状況について、理事者の方から報告願いたいと思います。

吉村教育部長。

**吉村教育部長** 教育部長の吉村でございます。よろしくお願いいたします。

新給食センターにつきましては、9月1日から稼働させていただくことになっております。それに先立ちまして、新給食センターにおきます試食会を実施させていただきたいと考えております。日にちにつきましては、平成27年8月10日と11日の2回に分けて実施させていただく予定でございます。時間の方はそれぞれ午前11時半から予定しておりまして、場所につきましては新給食センターの2階で開催させていただきます。

なお、議会議員の皆様方につきましては、8月10日月曜日でお願いしたいと考えておりますので、日程の確保をよろしくお願いいたします。

なお、案内につきましては改めて文書でご通知させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**朝岡委員長** ただいま報告を願いました件につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** ないようでございますので、本件につきましても本日はこの程度にとどめておきたいと思っております。

なお、ただいま説明がありました給食の試食会につきましては、先日の現地視察同様、議員全員を対象に実施するかどうか、議長とよくご相談もさせていただいて、決定次第、皆様方にご通知をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

ここでお諮りいたしたいと思っております。

新クリーンセンター建設に係る諸事業について及び葛城市学校給食センターについては、事業の進捗に伴い、これからも随時委員会を開催し審査を必要とすることから、議長に対しそれぞれの閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、新クリーンセンター建設に係る諸事業について及び葛城市学校給食センターについては、議長に対しそれぞれの閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思っております。

では、先ほど来、議案としては議決をさせていただいておりました一般会計補正のマイナンバーについての議論の中で、セキュリティの件です。国が示すセキュリティ。このことについて、後ほどご説明をするということでございましたので、この案件についてはもう採決が済んでおりますけれども、報告だけこの場でお願いいたしたいと思っております。



芳野部長。

**芳野市民生活部長** 先ほどの白石委員からの質疑にございました、マイナンバー制度のセキュリティの関係の問題でございますが、総務省の方からシステムにおける個人情報の標的型攻撃対策の徹底についてという通知が来ておりますので、この通知文を皆様にお配りさせていただいて、現状のところを報告させていただこうかなと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

**朝岡委員長** はい。

(資料配付)

**朝岡委員長** 行き渡りましたか。では、説明をお願いしたいと思います。

西川課長。

**西川市民窓口課長** ただいまお配りしたものの朗読になると思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

まず最初に、6月12日に、先ほど白石委員がおっしゃいました年金機構の大量の個人情報流出した事件をもちまして、総務省の方から通知が出たものでございます。これにつきましては、この7月に仮付番がされますので、十分にシステムについて徹底せよということの内容です。

朗読になりますけれども、「今般、日本年金機構において大量の個人情報が流出する事案が発生しました。この事案は、同機構の職員が、いわゆる標的型攻撃メールにより端末がマルウェアに感染し、個人情報がインターネットに流出したと報道されています。このことにおいては、インターネットに接続されたネットワーク（以下、情報系ネットワークという）と業務用ネットワークとは分離されておりましたが、同機構の職員が業務用ネットワークから情報系のネットワークに個人情報を移動する、保管する等の不適切な運用を行ったことにより、回線の分離が事実上無効化され、個人情報流出につながったと考えられます。

本事案の発生を受けて、また本年10月から社会保障・税番号制度が施行することから、各地方公共団体の情報セキュリティ対策としては、さらなる強化を求められることとなります。特に、貴都道府県内市町村におかれましては、本年6月末から7月にかけて、準備行為として個人番号とすべき番号の仮付番を実施することになりますが、仮付番後のこれらの個人情報とすべき番号を含む個人情報をねらった新種のマルウェアによる標的型攻撃を受ける可能性があることから、早急に対策が必要です。

つきましては、仮付番に係るシステム構成や個人情報の取扱い状況を確認した上、既存住基システムに接続されたネットワークと情報系ネットワークを物理的に切断し、通信不可能な状態にするということが求められます。

それと、既存住基システムに保存されている個人情報は、基幹系ネットワークでのみ使用し、他の情報系ネットワークから遮断した環境で使用すること。業務に利用している端末を両ネットワークと共用端末にしないなど、仮付番開始まで個人情報の流出防止のために十分な対策を実施していただくということをお願いします」ということです。

また、米印で、「団体内統合あて名システムについては、個人番号とすべき番号を含む個人情報を保存する場合には、既存住基システムと同様の対応が必要となります。また、既存

住基システム及び団体内統合あて名システム以外の情報システムについても、個人番号とすべき番号を含む個人情報の保有に向け、別途適切な対策をお願いします。

なお、標的型攻撃メールを含めた高度標的型攻撃については、独立行政法人情報処理推進機構から対策のガイドが示されています。適宜それを参照の上、活用ください」ということの通達が来ております。

今、うち、現在、住基システムと基幹システム、情報系のシステムは分離されています。それで、うちの方は安全ということですがけれども、また国の方から、現在どういう状況に、葛城市の方がなっているかということで、全国的に調査をされますので報告するという事になっております。

以上で説明を終わらせていただきたいと思います。

**朝岡委員長** 白石委員、一応報告させていただいたので、先ほど来、審査の中でお示しをいただけなかった件については、このような報告でございますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

この以降も、さまざま国から情報がまた入れば、適宜報告する場面があればまた報告願いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

白石委員、それでよろしいですか。

**白石委員** この予算措置を伴うような対策、対応については、今のところは何もないわけだね。

**西川市民窓口課長** はい。

**白石委員** わかりました。

**朝岡委員長** それでは、改めて、全ての審査が終了いたしましたので、ここで委員外議員から発言の申し出があれば許可をいたしたいと思っております。ありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

それでは、早朝からご審査を賜って、全ての議案についてご判断を賜りました。今もございましたように、本委員会の所管の事項についても多くこれからの制度を構築していくためには、国のさまざまな動向を見つめながら、十分事業の執行には最大の配慮をいただいて努めていただきたいと思います、このようなことを申し上げまして、委員長として閉会のご挨拶とさせていただきます。

これをもちまして、厚生文教常任委員会は閉会といたします。

閉 会 午後1時44分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長 朝 岡 佐一郎